

ゼロ金利対策

役員生命保険の加入は平成 29 年 3 月までに検討！

ゼロ金利政策の継続により運用商品の運用益低下の影響がではじめています。長期運用商品である生命保険について平成 29 年 4 月より保険料の値上げと解約返戻金率の減額が保険会社各社より公表されています。

役員保険の加入を検討の場合は、ひとまず**平成 29 年 3 月中のご加入**をお勧めいたします。

1. 平成 29 年 4 月以降の長期定期生命保険の状況（役員保険として活用する保険）

(1) ゼロ金利による運用益の低下により解約返戻金率低下

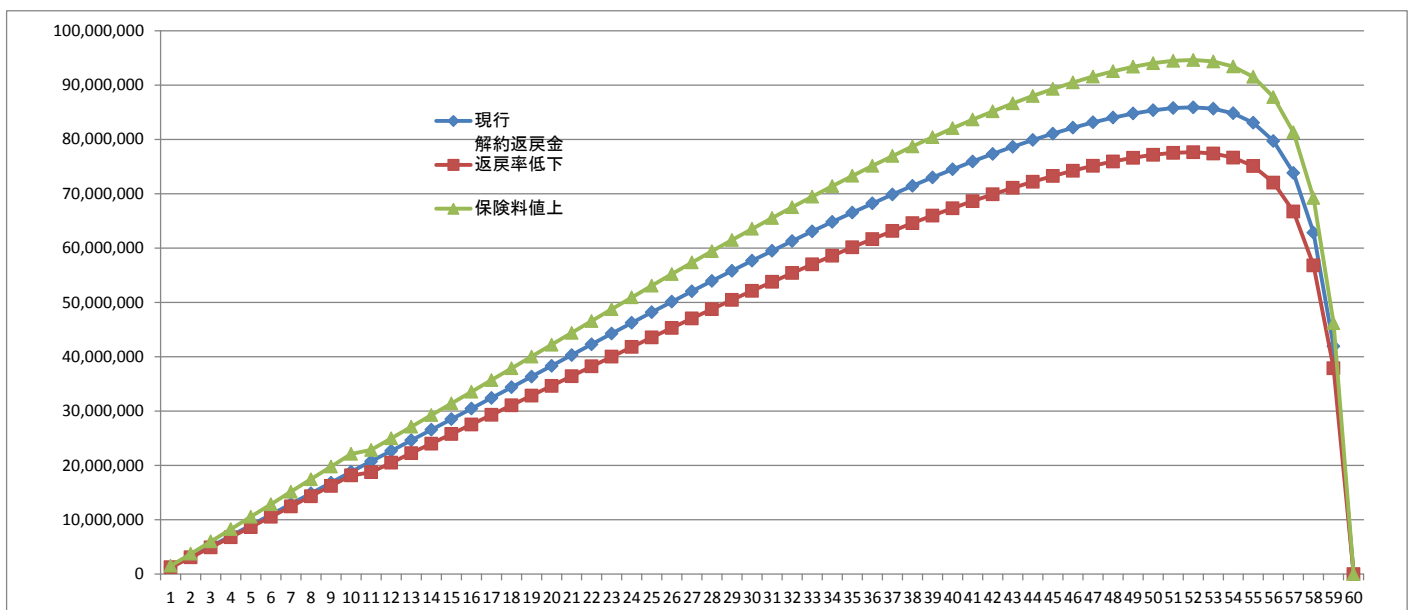
4 月以降解約返戻金率は 40 歳男性で**ピーク時（50 歳）87%（5%減）、65 歳持 84%（9%減）**と想定されています。また、解約返戻金率のピークは現行の 66 歳から改定後は 50 歳と大きく前倒しされます。

(2) 解約返戻金額確保のための保険料増額

解約返戻金率の低下のままだと現行の解約返戻金額より減額となるので、現行以上に解約返戻金を維持するためには解約返戻金の基になる支払保険料を値上げすることになります。

40 歳男性の場合は、現行保険料より**21%の保険料アップ**が想定されています。

2. 想定される解約返戻金グラフ



安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の 10 日から翌月の 9 日まで動画でご覧いただけます。QR コードを読み取りご覧下さい。



歯科会計

持分あり医療法人の相続対策

贈与税の支払いで持分放棄！

医療承継も併せてご参照下さい

1. 現行の医療法人の形態と持分放棄の関係

平成19年4月以前設立の医療法人は経過措置型医療法人として、現在は当分の間、持分ありのままでの存続が認められています。

一方、平成19年4月以降設立の医療法人は基金型医療法人として持分なしとして設立されています。出資額（基金額）について評価額の変動はなく相続時も当初の基金額により評価されるため相続税上の問題は解決されています。

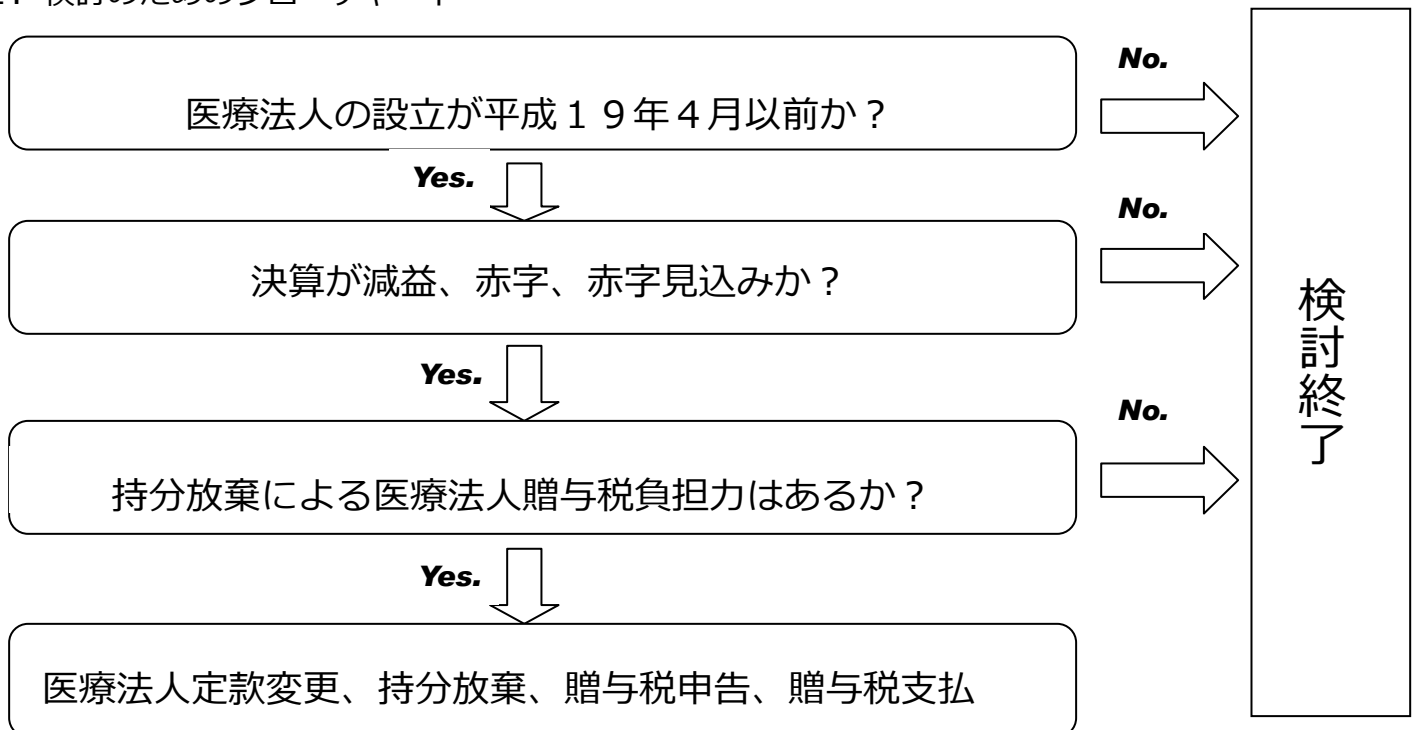
厚労省は医療法人の二つの形態を一つにするように政策誘導しており、そのことにより持分あり医療法人を持分なし医療法人に移行するための課税上の措置を打ち出しました。

持分なし医療法人に移行するためには持分放棄による贈与税の負担を検討しなければなりません。贈与税の負担なしに移行するためには一定の要件をクリアして**特定医療法人**、**社会医療法人**に移行することが必要となります。

特定医療法人、社会医療法人への移行のための要件のクリアは、現状は非常に厳しい要件であり現行の一人医師医療法人においてはクリアすることが難しいものです。

そこで、持分なし医療法人への移行について贈与税の負担が生じても問題ないケースに限定して移行手続きを進めることご提案します。

2. 検討のためのフローチャート



ドクター会計

国税のクレジットカード納付

確定申告の税金もクレジット払い！

平成 29 年 1 月 4 日から、国税のクレジットカード納付が可能となりました。

これは平成 28 年度の税制改正で創設された制度で、国税のクレジットカード納付専用の外部サイト（国税クレジットカードお支払いサイト）により納付手続きを行うものです。

現在は現金や銀行口座からの納付、電子申告に連動したダイレクト納付、個人事業者の振替納税といった納付方法がありますが、そこにクレジットカードという新たな納税方法が加わることになりました。

【対象となる国税】

申告所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、贈与税、酒税などほぼ全ての税目で利用可能です(一部対象外の税目があります。)

なお、源泉所得税は平成 29 年 6 月から対応予定となります。

【注意事項】

1. クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります。
1 万円以下では税込 82 円で 1 万円ごとに税込 82 円が加算されていきます。
50 万円をクレジットカード納付した場合、税込 4,100 円かかります。
2. 納付可能額はクレジットカードの決済可能額の範囲内で、上限は 1,000 万円未満です。
3. 利用可能なクレジットカードは Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD で、国内で発行されているほぼ全てのカードが使えます。
4. 領収書は発行されません。(納付手続き完了のページを印刷することはできます。)
5. 納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3 週間程度かかる場合があります。
6. クレジットカード納付により、24 時間納付が可能、クレジットカード引き落とし日まで支払日が延長できる反面、決済手数料がかかります。

ただし、クレジットカードの場合**利用分に対してポイントが付与**されるため、ポイント還元率が高いカードであれば、決済手数料分はカバーされることもあるでしょう。

なお、国税のクレジット納付はポイント付与率が通常より低い場合がありますので、実際のポイント付与については各カード会社へお問い合わせください。

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の 10 日から翌月の 9 日まで動画でご覧いただけます。QR コードを読み取りご覧ください。



医療承継

持分あり医療法人の持分放棄

出資持分ありの医療法人の場合、その出資金は相続財産となり、多額の含み益がある場合はその評価額も高額になります。また、遺言等で出資金の相続人を指定しておかなければ、複数人の親族が出資持分を相続する可能性があります。

出資持分には「払戻請求権」があるため、経営に関与していない相続人が医療法人に対し出資の払戻を請求してくると、要払戻し額が多額の場合、医療法人の経営の安定性が損なわれる恐れがあります。

解決策

- ・遺言書で承継予定者に相続指定しておく
- ・生前に出資金を承継予定者に移転（生前贈与等）しておく
- ・出資持分を放棄し、持分なし医療法人に移行する

医療法人の出資持分の放棄について以下まとめます。

- ・持分を放棄すれば、出資持分の相続税評価額はゼロとなり相続問題からも解放されます
- ・ただし、医療法人に対して放棄した評価額相当につき贈与税負担が生じる可能性があります

<要件を満たせるか？>

- ・親族役員 3 分の 1 以下
- ・理事 6 人以上
- ・監事 2 人以上
- ・社会保険診療報酬等にかかる収入が全収入の 8 割以上
- ・報酬制限（年 3600 万以下）
- ・4 疾病 5 事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載されている
- ・残余財産の帰属先が国等に限定
- ・移行計画の認定を受ける 等

満たす

（認定医療法人、特定医療法人、社会医療法人）

医療法人への贈与税負担なく持分の放棄が可能 + 将来の相続問題からも解放されます。

※要件が非常に厳しく、全国でも大病院等実際に行われるケースは非常に少ないです

満たさない

（持分なし医療法人）

要件を満たさずに持分の放棄を行うと、医療法人に対して贈与税負担が生じます。ただし、将来の相続問題からは解放されます。

仮に要件を満たさずに、相続税評価額 1 億円の出資持分を放棄した場合、約 5000 万円の贈与税が医療法人に対して課税されることとなります。基本的には、相続税負担より贈与税負担のほうが大きくなりますので、安易な持分放棄は税負担の観点からは不利になるケースがほとんどです。

（持分放棄の検討が行われるケース）

- ・持分放棄後でも将来の相続税率が確実に最高税率になると見込まれる場合
- ・税負担よりも相続クーデターを優先的に回避したい場合
- ・役員退職金の支払い等利益減少により、出資金の評価額が僅少になったタイミング